

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

日高市

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量三点）

### 三 作業地域

埼玉県日高市下高萩新田地内外

### 四 作業期間

令和六年六月二十七日から令和七年二月二十八日まで